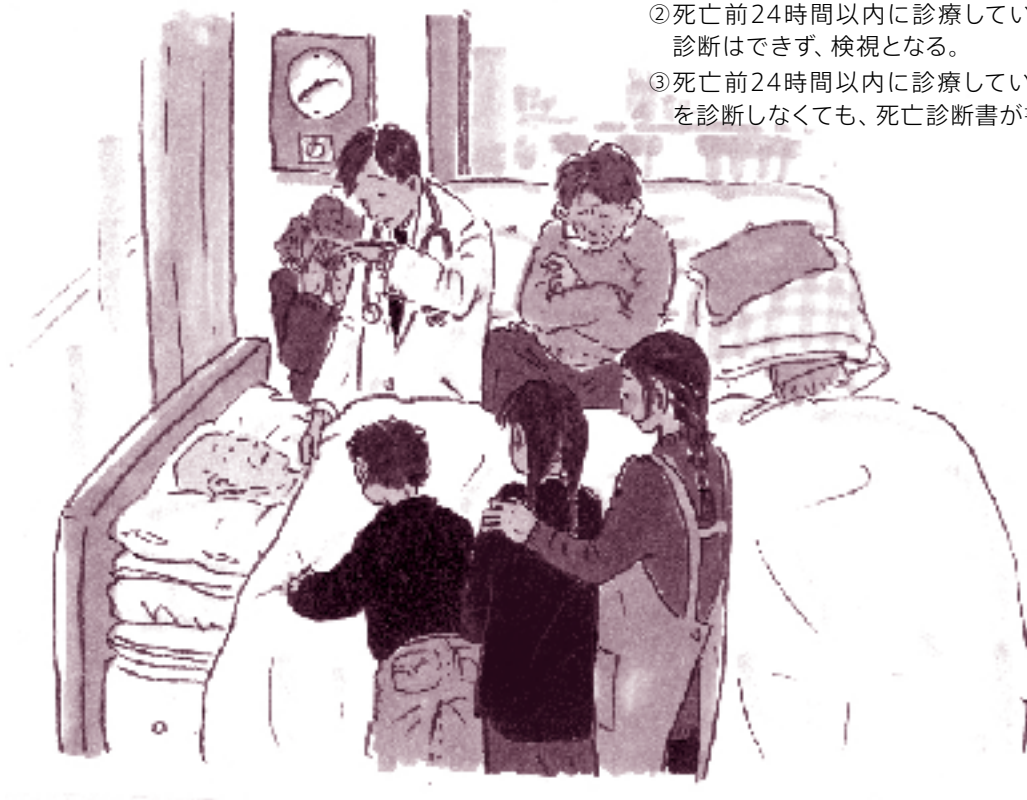


72歳、男性。 末期前立腺癌と 全身骨転移。



前立腺癌末期で、7月2日から在宅療養を開始した。週3回の訪問看護と週1回の訪問診療を行いながら、24時間体制でフォローしていた。疼痛のコントロールはうまくいっていたが、徐々に元気がなくなり、食欲も落ちた。10月15日午前2時20分に家族から呼吸停止の連絡を受けて深夜に往診を行い、同日午前2時38分に死

問1— 在宅療養支援診療所について、間違っているものはどれか？

- ①在宅医療に関する診療報酬は、一般の診療所（在宅療養支援診療所でない診療所）より高く設定されている。
- ②24時間体制で往診や訪問看護を提供できる体制を整えた診療所で、自治体に届け出を行ってなることができる。
- ③24時間、医師か看護師に連絡を取ることができて、なおかつ、自院のスタッフが駆けつけることができる体制を敷く必要がある。

問2— 死亡診断について、間違っているものはどれか？

- ①医師は普段診療している患者が予想される疾患で死亡した場合は、死亡診断書を書くことができる。
- ②死亡前24時間以内に診療していなければ、死亡診断はできず、検視となる。
- ③死亡前24時間以内に診療していれば、直接患者を診断しなくても、死亡診断書が書ける。

亡診断した。死亡2日前の定期的の訪問診療で「1週間もつかどうか、難しいでしょう」と家族に話していた。その翌日、夜間緊急訪問した看護師からの報告では、血圧が60mmHg台、酸素飽和度が80%台。意識低下も認めたことから、「恐らく今日か明日が山になるでしょう」と家族に電話で告げていた。

問1の
答え

③→自院のスタッフでなくても、連携している医療機関や訪問看護ステーションのスタッフが代わりに訪問すればよい。

問2の
答え

②→死亡前24時間以内に診察していても、訪問すれば死亡診断できる。

在宅療養支援診療所は、2006年度の診療報酬改定で創設された。訪問看護ステーションと連携しながら、24時間体制で往診や訪問看護に対応できる体制を整えた診療所をいう。在宅医療に関する診療報酬は一般診療所よりも高く設定されている。往診や訪問看護は、必ずしも自院のスタッフが行う必要はなく、連携している医療機関や訪問看護ステーションのスタッフが行ってもよい。

一般の診療所が在宅療養支援診療所を申請する際には、24時間体制の確保が大きなハードルのようなのである。例えば、午前中は外来があるので緊急の往診には対応できないなどという話を聞くが、訪問看護ステーションとうまく連携をすれば、緊急の往診の必要はそれほど多くない。24時間いつでも連絡ができることを保障すると、患者の不安は取れ、呼び出しの回数は減るからである。筆者は、末期癌患者数人と人工呼吸器患者10数人を含め、常時160人を在宅でフォローしているが、夜間の往診は月平均2回程度で、そのうち1回は看取りのための往診である。

在宅医療で看取りが進まない要因の一つに、「24時間以内に診察していないと、在宅での死亡診断ができず、検視になる」という誤解がある。医師法第20条には、「医師は、自ら診察しないで治療をし、もしくは診断書もしくは処方せんを交付

し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書もしくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書についてはこの限りでない」という文言がある。つまり、医師は死亡した患者を、死亡前24時間以内に診察していれば、直接診察せずに家族や訪問看護の報告のみで、死亡診断書を書くことができるのである。

この文言は、「ただし」以下の表現があいまいなため、「患者が死亡前24時間以内に診察せずに死亡した場合は死亡診断書を書くことはできない」と誤って解釈されていることが多い。これが、設問の誤解につながっていると考えられる。実際は、症例のような、死亡前24時間以内に診察せずに亡くなった患者でも、日常的に診察していて、予想される疾患で亡くなった場合は、医師は患者の自宅を訪問し死亡診断書を書くことができる。

文言のただし以下の文言は、医師が馬車で遠く離れた場所に往診していた時代に医師の便宜を図って作られた。ただ筆者は、実際は、法律上の問題ではなく主治医の責任として、患者を死亡前24時間以内に診察していても、死亡時には必ずもう一度往診をして死亡診断書を書いている。

なお、死亡時間については、厚労省の「死亡診断マニュアル」では、医師が死亡を確認した時間ではなく、死亡したと予測された時間を書くようになっている。しかし、筆者は、呼吸停止後直ちに往診し死亡診断した症例については、医師の死亡診断時間=死亡時間とするのが妥当と考えている。本症例の死亡時間も、呼吸停止、心停止、瞳孔反射なし(脳機能停止)を筆者が家族と確認した、10月15日午前2時38分とした。

POINT!

在宅での死亡診断には、死亡前24時間以内の診察が必ず必要というわけではない。